

## 平成25年度第2回桑名市入札監視委員会議事録

日 時 平成25年11月14日（木） 10:00 ～ 11:15

場 所 桑名市役所3階第2会議室

出席者 桑名市入札監視委員会委員（4名）

東川 薫

伊藤由美子

赤木 邦男

藤田 素弘

事務局（6名）

城田 直毅（総務部長）

近藤 浩（契約監理課 課長）

加藤周太郎（ 〃 主幹）

丹羽 孝至（ 〃 課長補佐兼調達係長）

伊藤奈雄（ 〃 契約係長）

服部 博美（ 〃 契約係）

発注担当課（8名）

米澤 末郎（農林水産課 課長）

加藤 宏一（ 〃 主幹）

鈴木 健司（ 〃 課長補佐兼水産係長）

小林 清巳（建築住宅課 課長）

内山 勝博（土 木 課 課長）

清水 高幸（ 〃 管理係長）

松田 幸寿（工 務 課 課長）

西田 勝彦（ 〃 管理係長）

## 事 項

### 1 開 会

#### 【事務局】

本日は、ご多忙の中、ご出席を賜り、誠にありがとうございます。

それでは、定刻になりましたので平成25年度第2回入札監視委員会を開催させていただきます。

なお、本日、佐藤委員から所用で欠席する旨のご連絡をいただいておりますので、ご報告をさせていただきます。

それでは、最初に、総務部長からご挨拶を申し上げます。

#### 【事務局】

それでは、改めまして、おはようございます。

本日は、平成25年度第2回の桑名市入札監視委員会の開催をお願いいたしましたところ、委員の皆さんには、何かとご多用の中、ご出席をいただきまして誠にありがとうございます。本日も、お手元の事項書に基づき、ご審議をよろしく願いいたします。

なお、本市の今年度の入札制度の見直しについてでございますが、最低制限価格制度につきましては、

ダンピング受注の排除を図る観点から、本年4月に算出方法の見直しを行い、4%程度の引き上げを行ったところでございます。また、昨年から入札参加者の企業努力が入札の価格に反映されるように試行いたしております低入札価格調査制度につきましても、公共工事の減少に合わせまして要綱を改正し、設計金額を引き下げて対象工事の確保を図っているところでございます。

今後も、地域経済の動向等に合わせ、本市の入札制度が公平で透明性、競争性が発揮される制度となるよう適切に対応してまいりたいと考えておりますので、よろしくお願いいたします。

それでは、本日の議事につきまして改めてご審議をいただきますようお願い申し上げます、ご挨拶とさせていただきます。どうぞよろしくお願いいたします。

#### 【事務局】

それでは、本日の議事につきましては、お手元に配付の事項書のとおりでございますので、ご審議をよろしくお願いいたしたいと思っております。

なお、本委員会は、入札監視委員会条例第5条第2項の規定を満たし、有効に成立いたしておりますことをご報告申し上げます。

それでは、開会に先立ちまして、東川委員長からご挨拶を頂戴したいと存じますので、よろしくお願いいたします。

#### 【委員長】

今日は、お忙しいところをお集まりいただきありがとうございます。

今年は秋がなくて急に夏から冬になってしまっていて、温暖化の影響で非常に自然環境も厳しくなって、災害や台風とか、日本でも竜巻が頻繁に起こるようになっていまして、その面だけから見ても、建築物とか、インフラの耐久性、あと、少子高齢化が進んでいますので、なかなか税収が伸びないのに、メンテナンスにお金がかかる時代ですので、ますますそれに関係した入札の重要性も高まっていくというふうに思っております。

本日も円滑な議事の進行を務めていきたいと思っておりますので、皆様のご協力をよろしくお願いいたします。

#### 【事務局】

どうもありがとうございました。

ここからは、桑名市入札監視委員会条例第5条第1項の規定に基づきまして、東川委員長に議事を行っていただきたいと存じますので、よろしくお願いいたします。

#### 【委員長】

それでは、事項書に基づきまして議事を進めてまいりますので、よろしくお願いいたします。

先ほどお伺いしたところ、この会議は一般公開となっておりますけれども、傍聴の希望者は今のところお見えになっておりませんので、途中でお見えになりましたら、その時点で可否についてお諮りをさせていただきますと思います。

それでは、早速審議に入りたいと思っております。

まず、「議事（1）入札及び契約手続の運用状況について」、事務局から説明をお願いいたします。

#### 【事務局】

おはようございます。契約監理課の伊藤でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

ここからは座ってご説明させていただきますので、よろしくお願いいたします。

1点おわびなんです、マイクのご準備をさせていただいたんですけども、他の会議室で使用しているマイクと混線をしているようでして、内容が外部へ抜けてしまうということで、切らせていただきますので、ご了承くださいますようお願いいたします。

#### 【委員長】

議事録の作成もありますので、意見とかご質問で発言される際は、聞き取り易いように配慮していただければと思います。

では、よろしくお願いいたします。

## 2 議 事

### (1) 入札及び契約手続きの運用状況について

#### 【事務局】

それでは、改めまして、入札及び契約手続きの運用状況についてご説明をさせていただきます。

資料は1ページをご覧ください。

まず、1点目の指名停止の状況でございますが、今回の審議の対象期間であります平成25年4月から8月までの5カ月間におきまして3件の指名停止の措置を講じさせていただいております。主なものといたしまして、本市が独自で指名停止措置を講じました案件についてご報告をさせていただきます。

表の一番左の案件になりますけれども、こちらの案件は平成25年4月16日に実施をいたしました自動車借上げの指名競争入札におきまして、株式会社ホンダ四輪販売三重北Honda Cars、三重北陽だまりの丘店が最低価格で入札し、落札決定後に契約の締結を辞退したものでございます。本案件につきましては、自動車3台分の価格を記載する必要があったにもかかわらず、当該事業者は誤って1台分の価格を記載した経緯がありまして、落札決定後に誤りに気づかれ、契約の締結を辞退されたものでございます。このことにつきまして、本市の指名停止基準の不正又は不誠実な行為に当たりますので、当該事業者に対しまして2カ月の指名停止措置を講じさせていただいたものでございます。

ほかの2件の案件につきましては、三重県が実施した指名停止に合わせて本市でも同等の措置を講じたものでございます。

続きまして、2点目の談合情報の状況でございますが、対象期間内においては特にございませんでした。

以上が入札及び契約手続きの運用状況でございます。よろしくお願いいたします。

#### 【委員長】

ありがとうございました。

それでは、ただいまのご報告につきまして、ご質問、ご意見等がございましたらよろしくお願いいたします。

#### 【委 員】

(特になし)

#### 【委員長】

それでは、特にないようでございますので、これに関しては以上にしたいと思います。

### (2) 抽出事案の審議について

#### 【委員長】

では、続きまして、「議事の(2)、抽出議案の審議について」の項目に移ります。

審議に先立ちまして、抽出案件5件について説明を得るため、入札監視委員会条例第6条の規定に基づき、関係者の出席を求めたいと思いますが、いかがでしょうか。

#### 【委 員】

(異議なし)

#### 【委員長】

それでは、関係者の出席を求めます。よろしくお願いいたします。

(工事担当課 入室)

**【委員長】**

それでは、審議に当たりまして今回の5件の抽出理由につきまして、今回抽出していただいた伊藤委員のほうから説明をよろしくをお願いします。

**【委員】**

今回5件抽出させていただきました。まず、できるだけ工法の違うものとか、あるいは問題のありそうなところで選んだわけですが、1件目の伊曾島漁港物揚場改修工事（四工区）については、発注金額が高額であるということと、失格者も多数出ているということで選びました。

2件目の（仮称）城南地区河川防災センター建設工事、こちらは落札率が高いということ、発注金額が高額であること、そういった案件であるにもかかわらず、応札業者の数が少ないというところから選びました。

3件目、桑名駅前空中通路（A階段）修繕工事については、落札率が高いこと、辞退者が多いということで選びました。

4件目の額田水源地稼働に伴う影響調査業務委託については、コンサルの案件ですが、発注金額が高額であるということと応札業者が少ないということで選びました。

最後の、桑名市橋梁長寿命化修繕計画策定業務委託、こちらもコンサル案件ですが、発注金額が高額であるということ、それと、随意契約をされていますので選びました。

以上でございます。

**抽出事案1 伊曾島漁港物揚場改修工事（四工区）**

**【委員長】**

それでは、まず、第1案件、伊曾島漁港物揚場改修工事（四工区）につきまして、まず、発注担当課から工事概要と位置図の説明をしていただき、その後、事務局から発注公告の内容と入札結果についての説明をお願いします。

それでは、よろしくをお願いします。

**【担当課】**

農林水産課でございます。よろしくをお願いします。

資料は3ページをご覧ください。

工事名、伊曾島漁港物揚場改修工事（四工区）、設計額は3,773万1,000円、工期、契約の日から平成25年12月13日まで、工事概要でございますが、施工延長42m、土工一式、上部工一式、本土工、鋼矢板一式、ハット型鋼矢板25H、L=9mの50枚でございます。附属設備工としましては、係船環8個、構造物撤去工一式、仮設工一式でございます。

次のページに位置図を示させていただいておりますが、丸の円で囲ってあるところが工事箇所となります。

以上でございます。

**【事務局】**

それでは、続きまして、発注公告及び入札結果についてご説明をさせていただきます。

資料は5ページをご覧ください。

入札方法につきましては、事後審査型条件付一般競争入札でございます。

入札参加資格要件といたしまして、土木工事業の許可業者、経審点数650点以上の市内業者と規定しております。許可区分につきましては、3,000万円以上の下請契約を予定する場合は、一般許可業者は不可としております。完成工事高が予定価格の2分の1以上であること、同種工事実績といたし

まして、平成15年度以降、官公庁元請で土木工事一式の実績を有することとしてございます。技術者要件につきましては、現場代理人及び専任配置の主任技術者を配置することといたしまして、3,000万以上の下請契約の予定する場合、主任技術者にかえて監理技術者を専任配置することとしてございます。

次に、入札の経過及び結果についてでございますが、資料については6ページ、7ページをご覧ください。

入札執行日は平成25年6月5日、14者が応札いたしまして、開札の結果、8者が最低制限価格を下回ったため失格といたしました。最低制限価格の算出根拠表につきましては、資料8ページに添付しておりますので、ご参照ください。

有効な札のうち、最も低い価格で応札をされた天元工業株式会社を落札候補者といたしまして事後審査を行った結果、適格でありましたので、当該事業者を落札者と決定いたしまして、税抜き3,330万円で契約を締結したものでございます。

以上でございます。よろしくお願いたします。

**【委員長】**

ありがとうございました。

それでは、ただいまの説明につきまして、ご質問等をよろしくお願いたします。

**【委員】**

知識不足で申し訳ないのですが、最低制限価格算出根拠表の中で基準価格とありますが、最低制限価格とは、どのように違いがありますか。

**【事務局】**

資料8ページの最低制限価格算出根拠表をご覧くださいながら説明させていただきます。

基準価格とは、工事費の中の直接工事費、共通仮設費、現場管理費、一般管理費等にそれぞれ所定の率を掛けて算出した価格でございます。最低制限価格の算出にあたり、この基準価格をまず算出いたします。資料では、応札業者1番から4番までは、基準価格を下回っての応札でしたので失格となります。

次に失格業者を除く有効な札のうち金額の低いほうから6割の業者の応札平均額を最低制限価格といたしますので、表中5番から14番の10者のうち6割にあたる5番から10番の応札額の平均が、本案件の最低制限価格となります。

**【委員】**

この基準価格というのは、業者は事前に知ることは可能ですか？

**【事務局】**

事後公表ですので、事前には分かりません。

**【委員】**

これまで審議した案件の中でも、応札業者は最低制限価格をかなり正確に算出して応札しており、同額で横並びになるというケースがよく見受けられるわけなんですけれども、今回の場合は最低価格を下回って失格となった業者が多かったように思いますがこのあたりについてはどうでしょうか。積算がしにくい工事ということでしょうか。

**【担当課】**

農林水産課の加藤です。本工事について、物揚場の中の矢板打ち工事というのは、特殊な工法でして、ほぼ独占企業的な工事が主体となっております。応札されたのは、矢板打ちの業者ではなく、一般土木の業者ですので、ほとんど主体工事を下請けに任せるということで元請けとしては利益が少ないとおもわれたのかと。また、土木工事の中でも湾岸工事になりますので、一般的な工事に比べて、経費率が低いということで、低い価格で見積もった応札になったのではないかと考えております。

**【委員】**

わりととりたい仕事のタイプですか。

【担当課】

金額の高い工事ですから、あまり儲からないけれども応札されたのかと思います。

【委員】

ありがとうございます。

【委員長】

ほかにはいかがですか。

【委員】

今、技術的なお話が出ましたけど、素人ですので、もう少し説明していただきたいと思いますが、特殊なところがあるわけですか。

【担当課】

矢板という鉄板を護岸に打っていく工事になります。入札されてる一般土木の業者では、そのための機械を持っていないですし、鉄板を打っていくという矢板工事については、業者が特定されるというか、そこにしかできないというところがありまして、自前ではできないので、下請に出します。下請に出した場合でも、費用を安くできるかといえばそうではなく、特殊だからこら辺りでも数が少ないので、下請でも強いわけです。

【委員】

矢板工事を専門的にできる業者というのは、この入札制度の中に直接入ってこられないんですか。

【事務局】

本工事は、土木一式工事で発注しておりまして、矢板を打つだけが特殊工事であって、他の土木工事が含まれております。矢板打ち屋というのはそれしかできませんし、特殊工種なので専門業者が少ないから下請けでも強いといえますか。

【委員】

わかりました。ありがとうございます。

【委員長】

ほかはいかがでしょう。

【委員】

(特になし)

【委員長】

それでは、この案件につきましては問題なしということにしたいと思います。

## **抽出事案2 (仮称) 城南地区河川防災センター建設工事**

【委員長】

それでは、次に、第2案件「(仮称) 城南地区河川防災センター建設工事」につきまして、発注担当課から工事概要と位置図の説明をしていただいて、その後、事務局から発注公告の内容と入札結果について説明をお願いします。よろしくをお願いします。

【担当課】

建築住宅課です。よろしくお願いいたします。

工事名、(仮称) 城南地区河川防災センター建設工事、設計額6,600万3,000円、工期、契約の日から平成26年2月28日まで。工事の概要といたしましては、構造は鉄骨造平家建て、延べ面積163.35㎡、建築工事、電気設備工事、機械設備工事、それらの一式工事となっております。よろしくお願いいたします。

【事務局】

では続きまして、発注公告及び入札結果についてご説明をさせていただきます。

資料は11ページをお願いいたします。

入札方法は事後審査型条件付一般競争入札でございます。

入札参加資格要件は、建築工事業の特定許可業者で経審点数640点以上の市内業者と規定しております。完成工事高が予定価格の2分の1以上であること、同種工事实績として、平成15年度以降、官公庁元請で建築工事一式の実績を有すること。技術者要件につきましては、現場代理人及び専任配置の監理技術者を配置することとしてございます。

次に、入札経過及び結果についてでございますが、資料は12ページをお願いいたします。

開札は平成25年8月14日に執行いたしました。2者の応札がございまして、開札の結果、最も低い価格で応札された株式会社伊藤工務店を落札候補者とし、事後審査を行った結果、適格でありましたので、当該業者を落札者と決定いたしまして、税抜き6,074万円で契約を締結したものでございます。

以上でございます。よろしくをお願いいたします。

**【委員長】**

ありがとうございました。

それでは、ただいまのご説明につきまして、ご意見、ご質問等をよろしくお願ひします。

**【委員】**

こちらは建物を建てるという工事ですが、延べ床面積約50坪の1階の平家建て、予定価格も6,600万と結構高いほうかと思いますが、防災センターとしての建物ということで、一般の建築物とは違った特殊なことがあるのか、あるいは建てる場所に何か条件があるのかといったことを教えていただけますか。

**【担当課】**

建築住宅課です。

工事費の積算につきましては、公共建築物工事積算基準をもとに、建設物価、建設コストより算出しておりますが、今回、新設建物としては比較的小さく、杭基礎、それから、重量鉄骨、杭を10メートルほど10本ほど打っております。それと、鉄骨の柱、250角で、梁も400×200というH鋼で、規模が小さいわりにはスパンが長い工事になります。以上を使用して工期が6カ月ほどかかりますので、1,000㎡近い物件と比べると、割高感が出てくるということで、この辺りが、ご指摘の落札率が高いということに関連してくるのかなと。

ふつうであれば、企業努力によって少し価格を下げて応札されると思いますが、市が積算した予定価格に近い金額で応札されたということで、適正な価格で入れられたのではないかと思います。

**【委員】**

ありがとうございます。

**【委員】**

2者しか応札がなかったことについて。金額も結構高い工事ですので、適正価格で入札できたのであれば、もっと入札参加があってもいいのかなと思ったんですけども、それについてはいかがでしょうか。

**【担当課】**

施工規模が小さいというわりに、杭、それから、重量鉄骨を使うということで、工期も6カ月ほどかかります。これは1,000㎡近い規模の建造と同等の工期を要することになるのですが、工期中は、現場代理人、監理技術者を常駐しなければいけませんので、長く常駐するのであれば、民間も含めてもう少し大きい規模のほうへ入札参加されたのかと。予測しか立たないんですが。

**【委員】**

ありがとうございます。

どちらかという小さいコンパクトなもので金額が高いものというのは、とりたい工事なのかなと。

人をもっと多く要する工事であれば、人件費がかかりますし、そのあたりは、建設関係でも皆さん一番大変だと思いますから、逆にもっと入札意欲が高まっているのではないかなと思うんですが。

それと、杭や重量鉄骨をたくさん使うというお話でしたが、地盤的にそういったことが必要になるのでしょうか。埋立地とか、そういうことなんでしょうか。

**【担当課】**

はい、そうです。場所的には城南地区ということで、地質調査等のデータもありまして、杭を打たないと荷重的に建物を支えることができないので、構造上杭を使うことになっております。

また、小さい、コンパクトな建物なので、人件費が抑えられるのではないかなという指摘についてですが、建築工事業というのは、受注した元請け業者の工事監理が主で、鉄骨造、電気、機械、それぞれ下請をさせて、総括的に現場を監理していくというのが建築業の主な工事になってきます。ですから、現場代理人、監理技術者として人を必ず張りつかせることになります。小さな建物であっても、元請け業者にとってみれば、配置を要する技術者の人数は変わらないので、同じ工期の長さで大きな物件に参加するほうが企業として良いのではないかなという判断をされたのかと思います。

**【委員】**

ありがとうございます。

**【委員長】**

ほかにはいかがですか。

**【委員】**

最低価格の計算ですけれども、変動の対象となる割合というのがあるんでしたでしょうか。

入札価格が非常に高く設定されている業者も最低制限価格にかかってくるんですか。

**【事務局】**

最低制限価格につきましては、有効な応札者のうち6割を抽出いたしまして、その対象が5者以上になった場合に変動させる規定となっております。最低でも8者応札がないと6割で5者以上になりません。

本案件の場合は、有効な札が2者ということで、対象が5者未満となり、変動はしておりません。

**【委員】**

ちょっと思っているのは、入札価格が非常に高く設定されている場合は、あえて最低制限価格を変動させる必要はないのかなと。要するに最低価格を変動させるのは、最低制限価格ラインの前後に入札価格が集中するので、その最低価格を変動させるという意味だとすると、本案件のように入札価格が最低制限価格よりも随分高いところで数者が応札しているものについては、変動させることで、非常に高いところで最低制限価格が設定される場合もあるわけですよね。

**【事務局】**

最低制限価格につきましては、工事の品質の確保という観点から、その価格を下回って応札されたものは失格としてございますが、応札価格がその最低価格以上で予定価格の範囲内であれば特に制限するものではありません。

**【委員】**

仮に、非常に予定価格に近いところでの応札が集まったとしたら、あえて最低価格の制限をする必要はないですね。逆に、応札価格を上げてしまう可能性がありますよね。だから、この最低制限価格の近くに業者が固まっていれば、最低価格をランダムに与える意味でそういう方法は有効なんですけど、逆に、予定価格に近いところで業者が固まってしまった場合は、最低制限価格が応札価格を上げることになってしまいませんか。今回は、2者の応札で変動はしていませんが、8者ぐらいがこのぐらいの値段で固まっていたら…。

**【事務局】**

変動して最低制限価格が高どまりするということになります。

**【委員】**

最低制限価格が高く設定されるのもどうかと。一生懸命価格を下げようとして頑張った企業が逆に浮かばれないところもあるかもしれない。

【事務局】

まさに変動型の最低制限価格制度については、最低価格の漏えいというリスクを抑えたいということで変動型を採用しておりますが、委員のおっしゃられるとおり、最低制限価格が上がってしまうということは当然リスクとしてあります。

【委員】

徐々に今後またご検討を……。

【事務局】

この変動型の最低制限価格制度につきましても、これもまだ試行という形の位置づけですので、この制度の中であまり高どまりするようであれば、見直しを図らなければと考えております。

【委員長】

ほかにはよろしいでしょうか。

【委員】

(特になし)

【委員長】

たしか、この制度によってどれくらい高くなるかという影響額も試算して、その結果も留意して今の制度を進めていると思いますが、確かに先生のおっしゃるように、条件の見直しについて柔軟に考えられるといいですね。

。それでは、この案件自体につきましては特に問題はありませんが、今、委員のほうから意見を頂戴しましたので、またその点も含めて制度の見直しについて検討をしていただくということでもよろしくお願ひしたいと思ひます。

### 抽出事案3 桑名駅前空中通路（A階段）修繕工事

【委員長】

それでは、次に、第3案件「桑名駅前空中通路（A階段）修繕工事」につきまして、発注担当課から工事概要と位置図、指名競争入札の理由について説明をしていただき、その後、事務局から入札結果について説明をお願ひしたいと思います。よろしくお願ひします。

【担当課】

土木課です。よろしくお願ひいたします。

まず初めに、工事概要について。工事名、桑名駅前空中通路（A階段）修繕工事、資料の14ページに工事箇所を示しておりますけれども、今回の階段は桑名駅から八間通のシンボルロードに向かって北側におりていく階段でございます。設計額909万2,000円、工期は平成25年11月29日まで、工事概要といたしまして床版の取替工、これは北の階段の下から上まで、各ステップの地盤も全て取替えるもので、鋼製の床版に取替え、その上に化粧としてタイルを張るとというのが床版取替工でございます。また、ひびわれ注入工、これは空中通路、まだ南のほうに通じているんですけど、そちらの支えている支柱、800径の鉄製の支柱なんですけど、その下にコンクリートの根巻きがしてあります。それに今ひびわれが発生していますので、そこへモルタルを注入して補修する。次のシール材塗布は、その後に表面にシール材を塗布するという工事内容でございます。撤去工、これは既存のステップを全て解体して撤去する工事でございます。仮設工は、今回、足場、もちろん通行者の多い中ですので、防護ネット等の仮設工でございます。

資料15ページ、指名競争入札理由書でございますが、今回の本工事を一般競争入札にしたところ、

入札者がなく、早期に安全の確保、それと、年末までという工期の理由により再度公告等一般競争入札手続の余裕がないため、5者による指名競争入札としたものでございます。選定は、市内業者で鋼構造物工事の実績を有する5者を指名いたしました。

以上でございます。

**【事務局】**

続きまして、入札の経過及び結果についてご説明をさせていただきます。

資料は16ページをお願いいたします。

平成25年8月14日に入札を執行しましたところ、指名いたしました5者のうち3者が辞退され、応札者は2者でございました。開札の結果、最も低い価格で応札をされた株式会社中部安全施設を落札者と決定し、税抜き860万円で契約を締結したものでございます。

以上でございます。よろしくをお願いいたします。

**【委員長】**

ありがとうございました。

それでは、ただいまのご説明につきまして、ご質問、ご意見等をよろしくをお願いいたします。

**【委員】**

今回、最初に一般競争入札で発注し、入札者がいなかったのが指名競争入札ということでしょうけど、これは今回の件とは直接関係ありませんが、私が報道等で聞き及んでいるなかで、公共工事の入札に関しては結構不調で終わって、他の市町村で結構困ってみえるところもありまして、理由を聞くと、東日本大震災の影響もあって、土木工事等の需要が高まっていると。あと、東京オリンピックが決まったこともあり、わりかし土木工事とかの工事関係は結構今沸いていると。あと、変な話、民主党から自民党に変わって、また自民党になればいろいろと公共工事も増えるんじゃないかと業界が強気になっているというお話を聞くわけですけど、今回もこういう形で入札が不調になり、最終的には予定価格に近いような金額で落札したわけですけど、今回の件も含めて、桑名市でもそのあたりの何か風向きというか、強気の雰囲気というのは感じられているのか、影響はあるのか、そのあたりを教えていただければと思います。

**【事務局】**

現在の状況としては、不調件数というのは3件、4件の程度ですので、今年度についても、そんなに多いとは感じておりません。けれども、多少は増えてきているのかなというのは感じているところでございます。また、土木工事等につきまして応札額が上がっているというようなことも特にございません。最低制限価格に近いところで応札される案件も多くございますので、そこまで影響が及んでいるとは感じていないところでございます。

**【委員長】**

ほかにはありますか。

**【委員】**

審議案件に選んだ理由として、金額的にはそれほど大きくはないんですけども、今、先生が言われたように、あまりおいしくないと思ったか、どちらかという遠慮されている。指名されても、辞退されているわけなんですけど、その辺をお聞きしたいなと思って選んだわけなんです。

**【担当課】**

今回の工事場所というのは駅前の人が集まる場所で、作業スペースがほとんど階段だけしかないというような状態で、通行規制もかけられないという中でやはりリスクも高いというのがあると思います。それと、やはり小さい現場でも現場代理人を1人配置しなければならないので、ほかの工事をとれなくなるということもあって、皆さん手を挙げられなかったのかと思っております。

**【委員】**

素人の印象だと、これは駅前なので往来が激しいですから、不測の事態とかのリスクはあるんでしょうね。

**【委員長】**

ほかはいかがでしょうか。

**【委員】**

(特になし)

**【委員長】**

それでは、この案件につきましては特に問題なしということにしたいと思います。

**抽出事案 4 額田水源地稼働に伴う影響調査業務委託**

**【委員長】**

それでは、次に、第4案件「額田水源地稼働に伴う影響調査業務委託」につきまして、発注担当課から委託概要と位置図の説明をしていただき、その後、事務局から発注公告の内容と入札結果について説明をお願いいたします。よろしくお願いいたします。

**【担当課】**

工務課でございます。よろしくお願いいたします。

委託業務名、額田水源地稼働に伴う影響調査業務委託、設計額3,102万9,000円でございます。履行期間につきましては平成29年3月31日までとしてございます。

業務の概要について申し上げます。

本業務は、新しい水道水源地の試験的稼働及び本稼働に伴う近隣の地下水や地盤への影響について調査、解析などを継続的に行うものでございまして、4年間の委託でございます。

業務の主な内容でございますが、大きく分けて4点ございます。1点目は、水源地近隣にあります観測点16カ所の地下水計測、うち11カ所の自動記録式水位計のデータ集積及び保守点検でございます。2点目が2級水準測量による50カ所の地盤測定、3点目に水源の表面から地下への浸透水量を把握する被覆形態調査5カ所を行います。最後の4点目でございますが、それぞれから得たデータを総括的に解析し、影響の有無について報告書をまとめるものでございます。

以上でございます。

**【事務局】**

続きまして、発注公告及び入札結果についてご説明をさせていただきます。

資料のほうは19ページをお願いいたします。

入札方法につきましては、事後審査型条件付一般競争入札でございます。

入札参加資格要件といたしましては、上水道及び工業用水道部門の建設コンサルタント登録業者、所在地は県内までとさせていただきます。技術者要件につきましては、管理技術者として該当部門の技術士を、照査技術者として該当部門の技術士、または技術管理者・RC CMを配置することとしてございます。同種業務の履行実績として、平成15年度以降、給水人口10万人以上の水道事業者が発注した地盤沈下影響調査及び取水井揚水調査業務の実績を求めました。

続きまして、入札の経過及び結果でございますが、資料は20ページをお願いいたします。

入札は平成25年6月12日に執行し、応札者は1者でございました。開札の結果、最低制限価格以上かつ予定価格の範囲内の応札でありましたので、株式会社日水コン三重事務所を落札候補者とし、事後審査を行った結果、適格でありましたので当該業者を落札者と決定いたしまして、税抜き2,637万4,000円で契約を締結したものでございます。

以上でございます。よろしくお願いいたします。

**【委員長】**

ありがとうございました。

それでは、ただいまの説明につきまして、ご質問、ご意見をよろしくお願いします。

**【委員】**

今回、1者しか応札してこられなかったわけなんですが、該当業者としては本来何者ぐらいおありなんですか。

**【事務局】**

市内業者としてこの登録業者はおりませんけれども、準市内で14者、県内で118者登録はあります。ただ、実績を求めていますので、実際、応札可能であった業者につきましては実数を把握しておりませんので、よろしく願いいたします。

**【委員】**

同種業務履行実績を今回求めているんですけど、今回の条件というのは一般的な要件ですか。特に厳しいものではないですか。

**【事務局】**

平成15年度以降という縛りは、過去10年間の実績ということで毎回発注公告で求めているものがあります。細かい内容につきましては発注担当課ともご相談をさせていただきまして、こういった実績が必要であろうという判断で発注をさせていただいております。

発注担当課としては何か補足はありますか。

**【担当課】**

やはり地下水というのは目に見えない部分でございまして、デリケートな範疇でございまして、やはり今回上げさせていただいた実績というのは必須であるかと。特に水道関係に関する業務でございまして、要件を付けさせていただきました。

以上でございます。

**【委員】**

技術的にはこれを受注できる業者というのは、相当数は見込めるんですか。

**【事務局】**

そうですね。県内業者とはいいましても、ほかの支店の実績でも認めておりますので、給水人口10万人以上の水道事業者というのは、全国で数多くありますし、実績を持つ業者もあるというふうには考えておりますけれども。

**【委員長】**

ほかはいかがでしょうか。

**【委員】**

この実績というのは、下請では実績にはならないんですよね。

**【事務局】**

元請で受注したものを要件としております。

**【委員】**

実績があるかどうかの審査は、過去の資料を出してもらうのですか。

**【事務局】**

そうです。落札候補者となった時点で事後審査の資料の中に過去の実績が分かるものを求めています。発注担当課のほうで実績の要件を満たしているかの判断をしております。

**【委員】**

桑名市は、過去にこういう調査業務は発注されてますか。この案件が初めてでしょうか。

**【担当課】**

いえ、前にも委託しております。

**【委員】**

何者か、応札があったわけですか。

**【担当課】**

過去も1者でした。

【委員】

今回と同じ業者ですか。

【担当課】

はい。

【委員】

ちょっと地域要件を広げたほうがいいかもしれないですね。

【担当課】

そうですね。この結果を見るとそういったことも検討課題の1つです。

【委員】

特殊な技能を必要としていることもありますね。

【委員長】

ほかはいかがでしょうか。

【委員】

(特になし)

【委員長】

それでは、この案件自体につきましては特に問題はないということですが、今委員のほうからもご意見をいただきましたので、その点を踏まえて今後検討をしていただきたいと思います。

## 抽出事案 5 桑名市橋梁長寿命化修繕計画策定業務委託

【委員長】

それでは、第5案件です。「桑名市橋梁長寿命化修繕計画策定業務委託」につきまして、発注担当課から委託概要書、位置図、随意契約の理由について説明をしていただき、その後、事務局から見積もり経過の説明をお願いいたします。よろしくお願いいたします。

【事務局】

土木課です。よろしくお願いいたします。

まず初めに、委託業務名、桑名市橋梁長寿命化修繕計画策定業務委託、設計額1,135万2,000円、工期は平成26年3月25日まで。

業務概要といたしまして、本業務は、桑名市が管理する道路橋の老朽化に対応するため、橋梁の維持管理方法を従来の対処療法的な架替え及び修繕に加え、予防的な修繕及び計画的な架替えを行う予防保全型の手法を追加し、橋梁の長寿命化並びに橋梁の修繕及び架替えに係る費用の縮減、平準化するよう効果的、効率的な橋梁の維持管理計画を策定することを目的としています。橋梁数、529橋、それぞれの橋梁の状況とか履歴などのデータを整理し、優先順位を決め、また、一橋一橋の修繕方法等を検討し、概算修繕費をはじき出し、計画に反映するものでございます。

資料22ページをご覧ください。場所は市内全域でございます。

次に、随意契約理由書をご説明させていただきます。

委託名、桑名市橋梁長寿命化修繕計画策定業務委託、契約の相手方、公益財団法人三重県建設技術センター、今回の委託は橋梁長寿命化修繕計画策定業務であり、当市には橋梁長寿命化について適切に実施できる能力を有する専門技師がいないため、技術対応が困難であることから、専門知識等を有し、公正な橋梁長寿命化業務ができるところへ委託する必要があります。

当該センターは平成24年度に桑名市が発注した橋梁15メートル以上の橋梁長寿命化業務を受注し

ており、桑名市の橋梁についての経験及び知識を有し、橋梁15メートル以上と今回の発注する橋梁15メートル未満の橋梁長寿命化との整合性、継続性の確保の面からも有利である。

また、橋梁長寿命化計画ができれば事業が完了するのではなく、今後、橋梁点検、健全度評価、長寿命化修繕計画、補修を継続的に見直し、維持していかなくてはならないが、必要な職員の配置が困難な中、継続的な支援が必要と考えられます。当該センターは発注者支援の資格を有し、施工体制の確保に関する推進協議会において県内唯一の公共工事発注者支援機関として認定されています。よって、本業務については公益財団法人三重県建設技術センターと随意契約を行いました。

以上でございます。よろしくお願いいたします。

**【事務局】**

続きまして、見積経過及び結果についてご説明をさせていただきます。

資料は24ページをお願いいたします。

平成25年8月28日に見積合わせを行いまして、指名業者の公益財団法人三重県建設技術センターから見積書を徴しましたところ、予定価格の範囲内でありましたので、後日、税抜き1,022万円で契約を締結したものでございます。

以上でございます。よろしくお願いいたします。

**【委員長】**

ありがとうございました。

それでは、ただいまの説明につきまして、ご質問、ご意見等をよろしくお願いいたします。

**【委員】**

業務内容について、1,000万ぐらいの委託ですが、この529の橋を一個一個見ていって優先順位をつけ、これはすぐ修繕しなさいとか、これはこういう工法をしなさいとか、そういった報告書をつくるのか、そのあたり素人に分かるように簡単に説明していただきたいと思います。

**【担当課】**

過去にまず市のほうで点検を行いました。また市のほうで点検できない橋、たとえば高所作業車等が必要な橋梁については業者に委託して点検を行いました。その際のデータと、健全度評価といったデータもございまして、必要なら現地も把握して、1橋ごとに、修繕の工法とか修繕費をはじき出して計画に反映するというところでございます。確かに一橋一橋のデータを全て整理しますので経費はかかるものと思っております。

**【委員】**

要するに、529ある橋について、建設技術センターがこの橋については、例えば、平成30年までにはこういう工法で修繕をおこなうとか計画を立てたら、それに基づいて協議して、入札にかける。そういう流れと理解してよろしいのでしょうか。

**【担当課】**

はい。一橋一橋、例えば支えるところを何年までにやりなさいとか、そういう工法まで検討していただきますので、まさしくそのとおりでございます。

**【委員長】**

ほかにはいかがでしょうか。

**【委員】**

やはりコンサル案件というのは、どういう業務内容で、どれだけの費用がかかっているのか、素人目には分からないといえますか。ですから随意契約がいいのかどうか、特殊業務だとどうしても業者が少ないといったことがあるのかもしれないんですけども。

例えば他の自治体はこういった業務については、どうされているのでしょうか。

**【担当課】**

三重県内、桑名市以外28市町ございまして、そのうちの22市町が建設技術センターに委託しております。それ以外の6市町は、民間委託しております。

【委員】

市の方が点検されたり、健全度の評価があつて、現地調査もされている中で、やはりコンサルに委託して計画書をつくらなければならないのか、それともそれだけのデータがあるのであれば、一番近くで見ている市の職員で計画までできないのか、そのあたりはいかがなんでしょうか。

【担当課】

先ほども随契理由で述べましたように、やはり市の担当者ではデータを把握して一橋一橋の計画を立てるとするのは困難でありますので、コンサルタントにお願いしているところでございます。

【委員】

これは何年間の随意契約を予定しているんでしょうか。

【担当課】

この計画策定業務としては今年度の業務でございます。

【委員】

毎年更新されるわけではないんですか。

【担当課】

そうではありません。

【委員】

随意契約としてますが、今度もずっとこの1者に委託していく随意ではなく、今回は入札はせずに、委託先を審査した結果、建設技術センターにお願いするという随意契約でしょうか。

【担当課】

そうですね。

【委員】

策定した後の管理、その計画に沿って管理していく方は市で行うのでしょうか。

【担当課】

はい。

【委員】

この計画が正しいかどうかというのをチェックするところは、

【担当課】

学識有識者の意見聴取をおこなっております。

【委員】

日ごろ、橋とか、建物等を管理されてきたと思うんですけど、一種のコンサルを外部に委託して個々のメンテナンスをするというのは以前はあまり聞かなかったような気がするんですが、全体的な全国の流れでもあるんでしょうか。そこを教えていただければと思うんですが。

【担当課】

なかなか市のほうだけで点検というのは難しいのかと。

やはり橋梁への維持管理が必要ということで今回国のほうからも補助が出ますので、それに合わせて計画を立てて進めていく予定でございます。

【委員】

本来は長期的にいうと、橋をつくり維持管理をしていく技術をその自治体を持っているのが本来という気もするんですけど、どうでしょうか。

【担当課】

そうあるべきかと思いますが、担当職員も人事異動で交代いたしますし、全ての職員がこれだけの専門技術をもっているわけでもありませんので、やはりコンサル業者に頼らざるを得ないところがあります。

【委員】

全国的にもそれぞれの都道府県ごとに建設技術センターが設けられているんでしょうから、そこに委

託するという例は結構あるんでしょうね。

【担当課】

ちょっと他府県のことは把握していないので申しわけございませんが……。

【委員】

わかりました。

【委員長】

ほかはいかがですか。

【委員】

(特になし)

【委員長】

それでは、この案件につきましては特に問題なしということにしたいと思います。

これで抽出事案の審議が終わりましたので、発注担当課の方はどうもお疲れさまでした。どうもありがとうございました。

(工事担当課 退室)

【委員長】

次回の審議案件の抽出は名簿順によりまして、赤木委員にお願いしたいと思いますので、よろしくお願いたします。

### 3 その他

【委員長】

では、3 その他 ですが、委員の皆様は何かございますか。

【委員】

(特になし)

【委員長】

では、事務局のほうから何か連絡がありましたらお願いします。

【事務局】

その他の事項につきましては特にございません。

### 4 閉会

【委員長】

それでは、これで平成25年度第2回の桑名市入札監視委員会を終了させていただきたいと思います。

また、本日の審議概要は、後日、事務局でまとめていただきたいと思いますのでお願いします。

本日はお忙しいところどうもありがとうございました。

【事務局】

ありがとうございました。